

第2回水素等規格委員会

議事次第

1. 日 時 2024年6月20日（木）9:30～11:30
2. 場 所 特別民間法人高圧ガス保安協会 会議室1、2、3
WEB会議システム(Webex) 併用
3. 議 事
 - (1) 水電解装置に関する技術基準（水電解装置に関する基準及び水電解装置の電解セルスタックに関する基準）の原案に関する審議 [審議事項]
 - (2) 水素等規格委員会技術基準3ヶ年計画(2024～2026年度)（案）に関する審議 [審議事項]
 - (3) その他
4. 配布資料
 - 資料1-1 水電解装置に関する技術基準の原案の審議手順
 - 資料1-2 水電解装置に関するKHKSの原案について
 - 資料1-3 水電解装置に関する基準の原案
 - 資料1-4 水電解装置の電解セルスタックに関する基準の原案
 - 資料2 水素等規格委員会技術基準3ヶ年計画(2024～2026年度)（案）
 - 資料3 事務連絡
 - 参考資料1 水素等規格委員会 委員名簿
 - 参考資料2 水素等規格委員会 水電解装置分科会 委員名簿

委員等倫理心得

委員等は、以下の事項を遵守しなくてはならない。

(専門性の保持)

第1条 委員等は、自己の専門的知識と技術的良心に基づいて技術基準の作成に貢献すると共に、専門分野の技術力向上に絶えず努めなければならない。

(中立性の確保)

第2条 委員等は、公共の安全の確保を最優先に考えなければならない。

2 委員等は、専門家として中立的立場で行動し、関係者の利害関係の相反の回避に努めなければならない。

(秘密保持義務等)

第3条 委員等又は委員等にあった者は、技術基準の作成に関して知得した秘密を漏らしたり盗用したりしてはならない。また、それらの秘密を個人的な目的のために使用してはならない。

2 委員等は、各々の委員会等の承認なしに委員会等の名称を使い、委員会等の意見を公表してはならない。

(品位の保持)

第4条 委員等は、強い責任感をもって、その名誉を汚す行為を慎まなくてはならない。